

静岡県人事委員会は、職員の任用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月27日

静岡県人事委員会委員長 小川良昭

静岡県人事委員会規則6-60

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

職員の任用に関する規則（静岡県人事委員会規則6-6）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(競争試験の種類)</p> <p>第3条 (略)</p>	<p>(競争試験の種類)</p> <p>第3条 (略)</p> <p><u>2 人事委員会は、必要に応じて、法第21条第1項に規定する採用候補者名簿(法第21条の4第4項において読み替えて適用される場合を含む。以下「名簿」という。)に記載された採用候補者が当該名簿の確定から1年を超えた時期に採用されることを希望することを可能とする採用試験を行うことができる。この場合において人事委員会は、当該採用試験の実施にあたって、採用候補者が採用されることが可能な期間(以下「採用可能期間」という。)を明示するものとする。なお、採用可能期間は、第8条により名簿を確定した日から明示した期間を経過する日までとする。</u></p>
<p>(選考による採用)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) <u>静岡県教育委員会の一般職の任期付職員の採用に関する条例(令和元年静岡県条例第3号)第2条第1項及び静岡県がんセンター局の一般職の任期付職員の採用に関する条例(令和3年度静岡県条例第27号)第2条第1項の規定により任期を定めて採用される者をもって充てようとする職</u></p> <p>(7)～(9) (略)</p> <p>(名簿の確定)</p>	<p>(選考による採用)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) <u>静岡県一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成15年静岡県条例第20号)第2条の2又は第2条の3の規定により任期を定めて採用される者をもって充てようとする職</u></p> <p>(7)～(9) (略)</p> <p>(名簿の確定)</p>
<p>第8条 <u>法第21条第1項に規定する採用候補者名簿(法第21条の4第4項において読み替え</u></p>	<p>第8条 <u>名簿は、人事委員会の議決により確定する。</u></p>

て適用される場合を含む。以下「名簿」という。）は、人事委員会の議決により確定する。

2 (略)

(名簿の失効)

第12条 (略)

2 人事委員会は、前項の規定により名簿が失効したときは、県公報により公示するものとする。

(採用候補者又は昇任候補者の提示の請求)

第13条 任命権者は、名簿により職員を採用しようとする場合又は昇任させようとする場合は、人事委員会に採用候補者又は昇任候補者の提示を請求しなければならない。

(採用又は昇任の辞退)

第14条 任命権者は、採用候補者又は昇任候補者として提示されている者から辞退する旨の申出があった場合は、人事委員会に通知しなければならない。

(選択の結果の報告)

第15条 任命権者は、提示された採用候補者又は昇任候補者について、その選択結果を人事委員会に報告しなければならない。

2 人事委員会は、名簿が確定した場合、当該名簿を直ちに任命権者に提示するものとする。

3 (略)

(名簿の失効)

第12条 (略)

2 人事委員会は、前項の規定により名簿を失効させたときは、速やかに静岡県人事委員会事務局のウェブサイトへの掲載その他の方法により周知するものとする。

(採用候補者又は昇任候補者の提示の請求)

第13条 任命権者は、必要に応じて、人事委員会に採用候補者又は昇任候補者の提示を請求することができる。

(採用又は昇任の辞退)

第14条 採用候補者又は昇任候補者として提示されている者で当該採用又は昇任を辞退しようとする者は、その旨を任命権者に申し出なければならない。

(選択の結果の報告)

第15条 任命権者は、各年度の初日の時点で名簿に記載されている採用候補者又は昇任候補者について、その選択結果及び辞退の状況等を5月末日までに人事委員会に報告しなければならない。

2 人事委員会は、必要な場合、任命権者に対し、名簿に記載された採用候補者又は昇任候補者の選択結果及び辞退の状況等の報告を求めることができる。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。